

はかられる税負担の調整 市税条例が一部変わります

固定
資産税

先ごろ、法律（地方税法）の一部が改正され、これに伴つて市税条例の一部も変わりました。

今月末は、固定資産税（第一期分）と軽自動車税の納期限です。改正された市税条例のうち、これら二つの市税についてお知らせしてみましょう。

なお、このほかの市税法一部改正是、個人住民税の所得控除と障害者控除の引上げ（各二万円ずつ）なども行されました。

評価替え宅地

平均上昇率は二五%増

このたびの地方税法の改正では、固定資産税を算出する

では、固定資産税の評価替え

に伴い、税負担の調整をはかるための負担調整措置が講じられました。この評価替えで

ですが、固定資産税を算出する

基礎となる土地や建物の評価

額を、できるだけ実勢価格に近づけるよう、二年一回行わることになつてきるもの

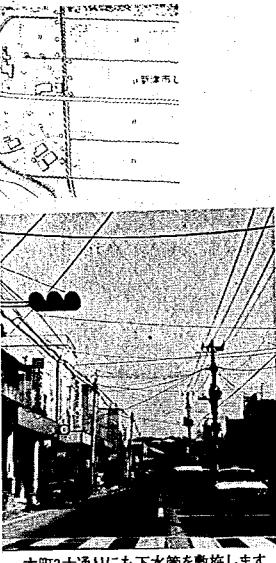
です。当市でも、これら制度の改正をまつて、先ごろ評価替えによる昭和五十四年度分固定資産税評税台帳の継続を終わりました。

まず宅地では、市中心部の商業地区の路線価地区や住宅地区、村落地区と、それぞれ

ことしも精力的に工事六月から始まります

今年度に下水道管を敷設するか所

- ①沢田区長宅～丸山建築（下興野町）
- ②公会堂～梁取宅、神社脇（下興野町）
- ③中道（下興野町）
- ④斎藤建設前～沢田宅（下興野町）
- ⑤豊島理容店前（下興野町）
- ⑥諸橋組脇（下興野町）
- ⑦渡辺宿前（善道町2）
- ⑧岡田美容院～吉田アパート（善道町2）
- ⑨梅川宅～土田石油裏～教育会館（善道町2）
- ⑩消防署裏（善道町2）
- ⑪宮沢宅～前島宅、尾花宅～高野宅（善道町2）
- ⑫神明宮脇（善道町2）
- ⑬山長ストア～五十嵐木材店（本町1）
- ⑭長谷友酒店脇（本町2）
- ⑮沢田歯科医院裏（本町2）
- ⑯江戸子～山井宅（本町2）
- ⑰駅前自転車置き場～江戸子（本町2）
- ⑱市役所前（本町2）
- ⑲駅前自転車置き場～鉄道済友会（本町1）
- ⑳山田屋旅館前（本町1）
- ㉑富士ビル～川栄（本町3）
- ㉒五十嵐クリーニング店前（本町3）
- ㉓奥村菓子店～渡辺美容院（本町3）
- ㉔関川商店～角天食堂（本町3）
- ㉕須藤宅～小正門（本町3）
- ㉖一小正門～旧勝山医院（本町4）
- ㉗神明神社～法務局～大通川（本町4）



本町3大通りにも下水管を敷設します

に立地・道路交通・環境などの条件によって、各地域の上昇率の違いはあります。過去の評価上昇率に比べて今回のそれは小さく、平均上昇率は二五%アップとなりました。

林は全体の平均で二〇%、その他の池沼・原野・雑種地などは、平均で約五%の上昇率になりました。

また、農地（田・畑）や山倍の上昇率です。また、宅地造成したままで宅地並み課税は適用されますが、農地と同様方法となりました。

このたびの市税法の改正では、固定資産税の評価替え

に伴い、税負担の調整をはかるための負担調整措置が講じられました。この評価替えで

ですが、固定資産税を算出する

基礎となる土地や建物の評価

額を、できるだけ実勢価格に近づけるよう、二年一回行わることになつてきるもの

です。当市でも、これら制度の改正をまつて、先ごろ評価替えによる昭和五十四年度分固定資産税評税台帳の継続を終わりました。

まず宅地では、市中心部の商業地区、村落地区と、それぞれ

軽自動車等の区分		改正額(年額)
原動機付き自転車	総排気量が0.05ℓ以下のもの(50cc以下のもの)	円 700
	総排気量が0.05ℓを超えて0.09ℓ以下のもの(90cc以下のもの)	1,100
	総排気量が0.09ℓを超えるもの(90ccを超えて125cc以下のもの)	1,450
軽自動車	二輪のもの(側車付きのものを含む)	2,200
	三輪のもの	2,850
	乗用のもの(自家用)	6,500
小型特殊自動車	貨物用のもの(自家用)	3,650
	農耕作業用自動車	1,450
	その他のもの	4,300
二輪の小型自動車		3,650

区分	上昇率	負担調整率
宅地等	1.3倍以下のもの	1.1
一般農地	1.3倍を超え、1.7倍以下のもの	1.2
一般農地	1.7倍を超えるもの	1.3
一農	1.15倍以下のもの	1.05
一農	1.15倍を超え、1.3倍以下のもの	1.1
一農	1.3倍を超えるもの	1.2

軽自動車税は、自家用車について一〇%程度の引上げが行われることになりました。

税率は、

なお、納期限は、総額

おりです。

自家用が改

正の対象に

軽自動車税は、自家用車について一〇%程度の引上げが行われることになりました。

税率は、

なお、納期限は、総額

おりです。

自家用が改